

別紙 5 特記仕様書記載例

【本格運用】業務委託

(電子納品)

第〇〇条

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。
電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、農林水産省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】に基づいて作成することとする。
- 3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。（電子納品対象外の書類についても、紙媒体により1部提出する）
- 4 成果品の提出の際には、「熊本県電子納品検査ソフト」によるチェックを行い、熊本市にて変更している事項【1.2 電子納品要領・基準の変更事項】以外のエラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 5 電子化に要する費用は直接経費に計上する。ただし、電子化が困難なもの^{*1}で特に調査職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を直接経費に加算し、設計変更で対応する。

※1 熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】の「1.1.6 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照。

【本格運用】工事

(電子納品)

第〇〇条

- 1 本工事は、電子納品対象工事とする。
電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、農林水産省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】に基づいて作成することとする。
- 3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で提出する。（提出部数については、事前協議で決定する。）そのうち、紙媒体でも納品する成果品は、工事写真ダイジェスト版を1部とする。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。
- 4 成果品の提出の際には、「熊本県電子納品検査ソフト」によるチェックを行い、熊本市にて変更している事項【1.2 電子納品要領・基準の変更事項】以外のエラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 5 電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもの^{*1}で特に監督職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を技術管理費に計上し、設計変更で対応する。

※1 熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】の「1.1.6 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照。

【試行運用】業務委託

(電子納品)

第〇〇条

1 本業務は、電子納品試行対象業務とする。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、農林水産省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 契約締結後、受発注者で協議を行い、積極的に電子納品を行うこととする。

3 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】に基づいて作成することとする。

4 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。また、従来どおり紙媒体の成果品を1部提出すること。

5 成果品の提出の際には、「熊本県電子納品検査ソフト」によるチェックを行い、熊本市にて変更している事項【1.2 電子納品要領・基準の変更事項】以外のエラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

6 電子化に要する費用は直接経費に計上する。ただし、電子化が困難なもの^{*1}で特に調査職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を直接経費に加算し、設計変更で対応する。

※1 熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】の「1.1.6 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照。

【試行運用】工事

(電子納品)

第〇〇条

1 本工事は、電子納品試行対象工事とする。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、農林水産省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 契約締結後、受発注者で協議を行い、積極的に電子納品を行うこととする。

3 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】に基づいて作成することとする。

4 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で提出する。（提出部数については、事前協議で決定する。）また、従来どおり紙媒体でも1部提出すること。

5 成果品の提出の際には、「熊本県電子納品検査ソフト」によるチェックを行い、熊本市にて変更している事項【1.2 電子納品要領・基準の変更事項】以外のエラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

6 電子化に要する費用は共通仮設費に含まれているものとする。ただし、電子化が困難なもの^{*1}で特に監督職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を技術管理費に計上し、設計変更で対応する。

※1 熊本市電子納品運用ガイドライン（案）【農業土木編】の「1.1.6 電子化が困難な資料の取り扱い」を参照。